

福岡県公報

令和五年五月二十六日
第四百号
増刊 ①

目次

規則(第二十九号)

○福岡県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則(都市計画課)……………一

選挙管理委員会

○政治団体の設立届(行財政支援課)……………二

○政治団体の届出事項の異動届(行財政支援課)……………三

○政治団体の解散届(行財政支援課)……………四

○資金管理団体の指定届(行財政支援課)……………四

○資金管理団体の届出事項の異動届(行財政支援課)……………四

規則

福岡県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年五月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十九号

福岡県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

福岡県宅地造成等規制法施行細則(昭和四十二年福岡県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

第一条中「宅地造成等規制法(一)を「宅地造成及び特定盛土等規制法(一)」に、「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に改める。

第二条中「第八条第一項」を「第十二条第一項」に、「造成主」を「工事主」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に改める。

第三条中「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に、「第六条」を「第八条」に改め、「擁壁」の下に「又は施行令第十四条の規定による崖面崩壊防止施設」を加える。

第四条中「第八条第一項」を「第十二条第一項」に、「造成主」を「工事主」に、「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」に改める。

第五条第一項中「第八条第一項」を「第十二条第一項」に、「工事」を「工事の」に改め、同条第二項中「宅地造成」を「宅地造成等」に改める。

第六条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「別記様式第二」を「第七条第一項第五号」に改める。

様式第一号中「宅地造成」を「宅地造成等」に、「造成主(住所)」を「工事主(住所)」に、「福岡県宅地造成等規制法施行細則」を「福岡県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」に、「宅地」を「土地の」に、「造成主」を「工事主」に改め、様式第二号及び様式第三号中「宅地造成」を「宅地造成等」に、「造成主」を「工事主」に改め、様式第二号及び様式第三号中「宅地造成」を「土地の」に改め、様式第四号中「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」に改め、様式第五号中「宅地造成」を「土地の」に改め、様式第六号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第六条 第四條第一項」を「第七条 第五條第一項」に、「試掘等を行なう」を「土地に試掘等を行おう」に、「関係人」を「関係人」に、「場合においては」を「ときは」に改め、様式第七号中「宅地造成等規制法(一)」を「宅地造成及び特定盛土等規制法(一)」に、「第九條」を「第十三條第二項」に、「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「第十四條」を「第十七條第一号」に、「第十五條」を「第十八條第一号」に改め、

施行者 施行者

造成主 工事主

「1 2 3 4」を「1 2 3 4 5」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和五年五月二十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

Table with columns: 政治団体の名称, 代表者の氏名, 会計責任者の氏名, 主たる事務所の所在地, 届出年月日. Includes entries for 安部ゆうき後援会, いなつき昌子後援会, うらた大介後援会, えぐち正明と新宮町を語る会, えりえりとうめおにぎりを作る会, オール北九州力で活力あふれる市政を実現する会, おばた英達後援会, 鹿島脩一後援会, 片宗てるとし後援会.

Table with columns: 名称, 代表者の氏名, 会計責任者の氏名, 主たる事務所の所在地, 届出年月日. Includes entries for くまひさのり後援会, くらもと敏徳後援会, さえきのりこ後援会, しおにゆうこうき後援会, 新開たかまさ後援会, たさき明夫後援会, つもり洋介後援会, 永原学後援会, 中村シンイチロ1後援会, 博春会, 花下あるも後援会, 林 泰輔後援会, 原田しげふみ後援会, はらだ宏後援会, 平川ゆきこサポーターズ, 福田健次後援会, 松下真一後援会, 豆田ゆう子と未来をつくる会, みやがわ宗一郎後援会, やすこうちゆうこ後援会.

山北まさと後援 山北 政登 角銅 利成 福岡県糸島市志摩西貝塚一九九 四、一一、一六
 会
 山本ゆうへい後 山本 祐平 山本 祐平 福岡県福津市若木台四一―二―四 四、一一、九
 援会
 渡辺和幸後援会 渡辺 和幸 中村三喜夫 福岡県直方市大字頓野三二〇二―四、一一、八
 三

福岡県選挙管理委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和五年五月二十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
社会民主党福岡県連合	梶原 正実	代表者の氏名 会計責任者の氏名	梶原 正実 絹川 秀久	測上 貞雄 村山 弘行	四、一一、一〇
自由民主党太宰府支部	宮原 伸一	主たる事務所の所在地	福岡県太宰府市大佐野四一―一―三	福岡県太宰府市通古賀三一―一―一	四、一一、一四
立憲民主党福岡県第1区総支部	城井 崇	代表者の氏名	城井 崇	坪田 晋	四、一一、一
立憲民主党福岡県第5総支部	堤 かなめ	会計責任者の氏名	和田 瑞季	吉田 確子	四、一一、二四
(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）			新	旧	異動年月日
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項			
入江弘後援会	永野 賢	代表者の氏名	永野 賢	永野 末継	三一、四、一〇

大田京子後援 大田 京子 国会議員関係 国会議員関係 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体 四、一一、八

おおつか絹子 大塚 絹子 主たる事務所の所在地 福岡県北九州市八幡東区枝光本町六一―三 福岡県北九州市八幡東区諏訪一―五―二 七 大塚方 四、一一、三〇

緒方林太郎後援会 緒方林太郎 会計責任者の氏名 高橋 伊織 大塚 絹子 四、一一、三〇

おがわ誠嗣後援会 石井 国弘 代表者の氏名 石井 国弘 出利葉史郎 四、九、二七

遠賀町日本共産党後援会 門司 洋一 政治団体の名称 遠賀町日本共産党後援会 田代順二後援会 田代順二 芳枝 三、一〇、一〇

木村てつあき後援会 木村 哲晃 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市東区千早五一―四―四六 福岡県宗像市土穴一―三―一 三二―四〇―一 木村 久生 四、一一、一

富永ゆかり後援会 富永友香里 会計責任者の氏名 江藤 清子 中村智恵子 四、一一、七

中村清美後援会 中村 清美 主たる事務所の所在地 福岡県直方市大字感田二一―三五―二 福岡県直方市大字植木六五〇―一―六 坂口 典子 四、九、一六

博多織振興連盟 寺嶋 貞夫 会計責任者の氏名 鈴木 明 坂口 典子 四、九、一六

福岡県改革協議会 富田 徳二 会計責任者の氏名 仁戸田元氣 原中 誠志 四、三、三一

福岡県農政連糸島支部 楠原 正也 会計責任者の氏名 中原 忠昭 鬼塚 浩一 四、五、二二

福岡の新时代をつくる会 田中 慎介 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市中央区平尾五一―四―三六 アイアンドエール平尾二F 河野ビル二F 福岡県福岡市博多区千代四一―二九―五一 四、一一、二二

福田まもる後援会 福田 衛 会計責任者の氏名 内山 大輔 宮崎 榮治 四、一一、二八

もとやま晴子 中原 晴子 会計責任者の 石川 裕美 熊谷朱江子 四、一一、一
 後援会 氏名
 八幡東区の幸 大塚 絹子 主たる事務所 福岡県北九州 福岡県北九州 四、一一、三〇
 を考える会 の所在地 市八幡東区枝 市八幡東区諏 光本町六一一 訪一―五―二
 三 七 大塚方

福岡県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治
 団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和五年五月二十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

政治団体	名称	代表者の氏名	解散年月日
国民民主党福岡県参議院選挙区第1総支部	大田 京子	大田 京子	四、一〇、三一

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体	名称	代表者の氏名	解散年月日
梶原光春後援会	梶原 光春	梶原 光春	四、一一、三〇
安河内のぶひる後援会	安河内信宏	安河内信宏	四、四、一

福岡県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金
 管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を
 次のとおり公表する。

令和五年五月二十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日

片宗 晃智 みやこ町議会 議員 片宗てるとし 福岡県京都郡みやこ町勝山黒田 四、一一、一
 一五―一六―四
 後援会
 木村 哲晃 福岡県議会 議員 木村てつあき 福岡県福岡市東区千早五―一四 四、一一、三〇
 一四六
 後援会
 新開 嵩将 福岡県議会 議員 新開たかまさ 福岡県福岡市中央区警固三―五 四、一一、一
 一三
 後援会

津森 洋介 北九州市長

つもり洋介後援会
 福岡県北九州市小倉北区三郎丸三―六―二〇 久野ビル二〇二号
 四、一一、九

中村慎一郎 大野城市議会 議員

中村シンイチ
 ロ―後援会
 福岡県大野城市宮野台二―一
 四、一一、四

花下 主茂 八女市議会 議員

花下あるも後援会
 福岡県八女市納楚四九五―七
 ラ・ナチュールC
 四、一一、一六

林 泰輔 福岡県議会 議員

林 泰輔後援会
 福岡県朝倉市堤二二五〇―二
 四、一一、一四

原田 茂史 水巻町議会 議員

原田しげふみ後援会
 福岡県速賀郡水巻町猪熊二―一―一三三
 四、一一、一八

平川裕紀子 福岡県議会 議員

平川ゆきこサポーターズ
 福岡県大宰府市梅香苑二―九―八
 四、一一、一

松下 真一 大野城市議会 議員

松下真一後援会
 福岡県大野城市若草二―二七―一五
 四、一一、八

豆田 優子 福津市議会 議員

豆田ゆう子と未来をつくる会
 福岡県福津市光陽台四―一―三
 きたざきビル二〇二号
 四、一一、一七

福岡県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定によ
 る資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定
 に基づき、次のとおり公表する。

令和五年五月二十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
大田 京子	大田京子後援会	公職の種類	福岡県議会 議員	参議院議員	四、一一、八

田中 慎介	福岡の新しい時代をつくる会	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市中央区平尾五丁目三六	福岡県福岡市博多区千代四丁目二九	四、一一、二二
平井 一三	平井一三後援会	公職の種類	アイアンドエール平尾二F 筑紫野市長	河野ビル二F 県議	四、一一、一五